

令和3年8月23日

保護者の皆様へ

病児保育どんぐり

緊急事態宣言下における病児保育に関して

令和3年7月30日に緊急事態宣言が出され、8月2日から9月12日まで実施措置の期間となっております。

昨今の新型コロナウイルスの急速拡大に伴い、川崎市の保育園は可能な限り登園自粛を要請しています。

この度、病児保育事業につきましても、ご利用を自粛していただき、お預かりの子ども
の安全と施設の運営を維持するため、受け入れ基準を変更させていただきます。ご理解とご協
力をお願いいたします。こちらに関しては、園医である「たくこどもクリニック」の橋本
先生にご相談させて頂いています。

1. 受け入れ規準

- (1) 上気道症状（風邪症状）を示す小児でインフルエンザ、溶連菌、RSウイルス、ア
デノウイルス、ヒトメタニューモウイルスの診断が確定している場合は、利用できま
す。
- (2) 風邪症状があり5日以内に37.5℃以上の発熱があるお子さんは検査※を受け陰性
が確認された場合はご利用できます。
※直近24時間以内に検体採取した抗原検査、または72時間以内に検体採取した
PCR検査
こちらの結果につきましては、医師連絡票に記載をお願いします。
- (3) お子さんまたは、同居する家族がコロナウイルス濃厚接触者になった場合は利用
できません。また、通園している保育施設が臨時休園している場合は、その期間は
ご利用になれません。
- (4) 発熱のない感染性胃腸炎、怪我はこれまで通り利用可能です。

2. 期間

令和3年8月25日（水）から緊急事態宣言期間終了まで